

(仮称) 袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

(仮称) 袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)は、(仮称) 袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法など、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度(仮称) 袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 「(仮称) 袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 支払い 業務完了後一括払い

3 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす単体企業とする。ただし、当該単体企業が要件ケ及びコを単独で満たせない場合、当該要件を満たす事業所を協力事業所として参加させることを認める。協力事業所は、要件ア～キを満たしていることを要する。なお、企画提案書提出後であっても参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成17年告示第206号)第2条に規定する指名停止措置を契約予定日までの間、受けている者でないこと。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - オ 袋井市公共工事からの暴力団及びその関係者排除措置要綱(平成17年告示第207号)第2条に規定する入札排除措置を受けている者でないこと。
 - カ 国税、地方税を滞納していないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

ク 平成 23 年度以降において、公共施設に関する施設整備の計画策定支援又は基本設計の業務実績があること。なお、公共施設とは、地方公共団体の公民館や図書館、地域交流施設、行政庁舎等をいう。

ケ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を受けている者であること。（協力事業所でも構わない）

コ 技術職員（一級建築士 2 名以上）を有すること。（協力事業所でも構わない）

※協力事業所は、単体企業の従業員以外の者で、業務着手後、受託者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。

（2）応募に関する留意事項

ア プロポーザルに参加する事業者からの応募は 1 点のみとする。

イ 協力事業所は、単独法人として参加することはできない。また、他の提案者の協力事業所として参加することはできない。

4 参加不適格者

次の者は参加できない。

（1）プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）

（2）発注者及び事務局関係者

5 選定方法

事業者については、競争性を確保するとともに、企画提案能力及び事務遂行能力等についても選定の判断材料とするため、本業務に関する提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により選定する。

6 プロポーザルに関する手続き

（1）スケジュール（予定）

募集要項等の公表	： 令和 8 年 4 月 28 日（火）
質問書の提出期限	： 令和 8 年 5 月 13 日（水）
質問書の回答	： 令和 8 年 5 月 19 日（火）
参加表明書提出期限	： 令和 8 年 5 月 26 日（火）
応募者資格確認の結果通知	： 令和 8 年 6 月 1 日（月）
企画提案書提出期限	： 令和 8 年 6 月 19 日（金）
プレゼンテーション	： 令和 8 年 6 月 25 日（木）
審査結果通知・公表	： 令和 8 年 7 月 1 日（水）
契約交渉・契約	： 令和 8 年 7 月上旬

※日程は市の都合で変更となる場合があります。

(2) 配布資料（各様式は袋井市ホームページからダウンロードすること）

- ア 募集要項（（仮称）袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル参加表明書等作成要領（以下「作成要領」という。）含む）
- イ 仕様書
- ウ 提出書類様式（様式1号～様式4号）
- エ 袋井市総合健康センター基本構想（保健・介護・福祉・子育て機能）

(3) 募集要項等に関する質問の受付と回答

募集要項、仕様書、参加表明書等に関する質問がある場合、質問書（様式5号）を提出すること。口頭による質問は不可。

ア 質問書受付期限

令和8年5月13日（水）正午まで（必着）

イ 提出方法

原則として電子メールにより担当課へ送信すること。

メールの件名は、「袋井市総合健康センター整備基本計画策定支援業務質問票」と表記すること。

また電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当課へ電話連絡すること。

ウ 質問書への回答方法

令和8年5月19日（火）に一括して袋井市ホームページにて公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(4) 参加表明書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、作成要領により各種資料を作成し、提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時まで（必着）

ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

イ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内必着。

(5) 資格審査結果通知

参加表明書を提出した者に対し、参加資格審査の結果を通知する。なお、参加資格を有しないと決定した者に対しては、その理由を併せて通知する。

ア 交付日 令和8年6月1日（月）

イ 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

ウ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（市役所閉庁日を除く）に書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（市役所閉庁日を除く）に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書受付

企画提案資格者は、作成要領により企画提案関係書類を作成し、提出するものとする。

ア 提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）

ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

イ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内必着とする。

(7) プレゼンテーションの実施

企画提案書類の提案内容等について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日

令和8年6月25日（木） 13時30分～（予定）

袋井市総合健康センター2階第一会議室（袋井市久能2515番地の1）

※ただし、時間については別途正式決定し、企画提案書（様式1号の2）に記載された担当者のメールアドレス宛に電子メールで通知するものとする。

※応募状況によっては、変更する場合もある。

イ 実施方法

企画提案者ごとに、提案内容等についてプレゼンテーション15分、ヒアリング15分の合計30分以内とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切ることとする。

ウ 出席者等

説明者は、本業務に従事する予定である担当者とし、説明者を含めて3名以内（パソコン等を操作する者も含む。）とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項等

- ・プレゼンテーションは、企画提案資格者が提出した企画提案書類を使用することとし、当日の資料追加は認めない。
- ・プレゼンテーションは、パソコンの使用を可能とする。ただし、使用するパソコンは、企画提案資格者が直接持参することとし、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。
- ・パソコンとプロジェクターの接続インターフェースはHDMI端子とする。パソ

コン側に HDMI 出力端子がない場合や、変換アダプタ等が必要な場合は、企画提案資格者側で用意すること。

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の受理順とし、指定時間の 15 分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時刻に遅れた場合又は欠席した場合は失格とする。
- ・他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

7 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施にあたっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を行った上で、最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）を決定する。
- (2) 本プロポーザルの評価は、選定委員会において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、作成要領に定める評価基準によるものとし、各選定委員の総得点の合計が最も高い参加者を最優秀提案者、次点を優秀提案者に決定し、契約に向けての優先交渉権者及び次点交渉権者とする。
ただし、各選定委員の評価点の合計が、満点（全委員の持ち点の合計）の 6 割に達していることを最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者は選外とする。
なお、同点の場合は、選定委員会委員の多数決をもって、最優秀提案者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。
- (4) 企画提案資格者が 1 者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- (5) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に通知する。
- (6) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

8 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさない者
- (3) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (4) プロポーザルの公告日から審査が終了する日（審査結果通知日）までの期間において、選定委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的を問わず故意に接触した場合など、審査会の公平性を害する行為があった場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時刻に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないことが発覚した場合
- (7) その他本募集要項や作成要領に定める手続、方法等を遵守しない場合や違反した場合

9 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ア 最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- イ 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ウ 最優秀提案者と契約が不調になった場合には、優秀提案者（次点者）を優先交渉者とする。

(2) 契約手続きについて

- ア 袋井市契約規則（平成 17 年規則第 44 号）に定める随意契約の手続きにより、担当課が行う。
- イ 契約条件等については、「袋井市建設工事関連業務委託契約約款」によるものとする。

10 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消す場合がある。なお、この場合において本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。
- (2) 本市が受領した提出書類については返却せず、市の所有物として組織内で複写・配布を行う場合がある。
- (3) 提出した書類の写しは、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 書類作成のために発注者から受領した各種資料は、発注者の了解なく公表してはならない。
- (5) 書類の提出後においては、記載内容の変更を認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。ただし、病休、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であるという袋井市の了解を得なければならない。
- (6) 選定委員会は非公開とする。ただし、プロポーザルの審査結果は袋井市ホームページに掲載するものとする。（参加事業者名及び総合評価点を含む。）
- (7) 提出された書類は、袋井市情報公開条例（平成 17 年条例第 15 号）に基づき開示することがある。
- (8) 本業務の受注の有無により、本業務以降に市が発注を予定している（仮称）袋井市総合健康センター整備に関する基本設計、実施設計等の業務の受注を制限するものではありません。

11 問合せ先（担当課）

袋井市総合健康センター 健康未来課 地域医療推進係

〒437-0061 静岡県袋井市久能 2515 番地の 1

電話 0538-43-7640（直通）

ファクス 0538-43-7641

E-mail kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp

ホームページ <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>